山林盜伐

亦アル者也、此等ハ定納物ニハ入ズシテ臨時ノ浮役物ノ内也、凡林ハ若シ新田新畑等ニ開發スル事ニナリテハ、假令定納ニ極リタル下。草。永ト云トモ差免ス例ナリ、

〔德源院文書〕清瀧西念兩寺寺務條々〇中略

一寺領山木事付屋敷樹木

凡莊家散在之輩、雖レ爲二一枝一輙不レ可二切用一、制法代々事舊畢、然而嚴密雖レ加制法、動者莊內之土民盜切之條、希〇奇誤恐怪之次第也、將又或號二手拾一折二生木之枝一、或以レ抹掘二穿根一條、無方之至極也、所詮十五歲已後、付二是非一不レ可レ入レ山、又甲乙人屋敷內至二往古之古木一輙不レ可レ切、若違二背此禁制一領內輩者、懸二主人一隨二所犯輕重一可レ處二罪科一、〇中略

應安六年三月十日　沙彌花押〇佐木高氏

〔地方凡例錄二〕森林之事

付〇中略御林木盜伐致したる者御仕置之事〇中略

一御林木盜伐いたしたる者古來は死罪、又は其仕形に寄、獄門にも被レ行たる處、享保の頃より一等輕く相成、申合盜伐致したる頭取は重追放、頭取に續たる者中追放同類過料に相成、近例有レ之なり、

名林

〔八雲御抄五名所〕林

きべのはやし遠、万、あらたまのきべのはやしるはやし万七つるの後佛滅所くものはやし也、山雲林院紅葉

〔藻鹽草三地儀〕林〇同名所中略

月林山ふもろ、かつ雲の林同上、むらさきのともつゞけたり、山櫻、あふち、わび人の里、木の本にをらぬにしきのつもれるは雲のはやしの紅葉なりけり、伎倍林遠江、あらたまの林とよめり、またらふすま、江林みの、八雲御說、